

第三管区海上保安本部公示第53号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年11月4日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 神奈川県横須賀土木事務所
- （2）住 所 神奈川県横須賀市公郷町 1-56-5

2 水路測量を実施する区域及び期間

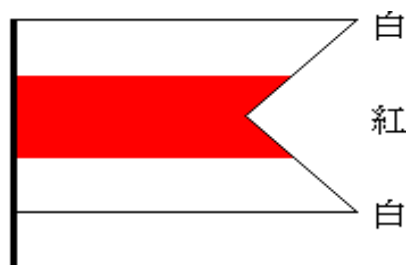
- （1）区 域 逗子海岸・葉山海岸・横須賀海岸（位置図のとおり）
- （2）期 間 令和7年11月3日から令和8年3月13日

3 水路測量の実施方法

RTK-GNSSによる測位、単素子音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- （2）三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>

位置図

逗子海岸（新宿桜山地区）

海岸線より

①北緯35-17-18 東経139-33-37

②北緯35-17-05 東経139-33-54 までの範囲内

① 逗子海岸（新宿桜山地区）
（海岸線～沖合約1km）

③

葉山海岸（堀内地区）

海岸線より

③北緯35-16-57 東経139-33-29

④北緯35-16-20 東経139-33-29 までの範囲内

葉山海岸（堀内地区）

（海岸線～沖合約1km）

④

葉山海岸（一色下山口地区）

海岸線より

⑤北緯35-15-49 東経139-33-59

⑥北緯35-15-11 東経139-34-11 までの範囲内

葉山海岸（一色下山口地区）

（海岸線～沖合約1km）

⑥

⑦

横須賀海岸（秋谷地区）

（海岸線～沖合約1km）

横須賀海岸（秋谷地区）

海岸線より

⑦北緯35-14-54 東経139-34-19

⑧北緯35-14-22 東経139-34-52 までの範囲内

⑧

